

埋蔵文化財の取扱フローチャート

【土木工事等を伴う事業を実施する場合】 （現況地盤を掘削する工事を伴うものは全て対象です）

事業を計画している土地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当しているかどうかを文化財課にお問い合わせ下さい（※1）
◆◆◆◆ 窓口・電話・FAX・メールで対応します ◆◆◆◆

①計画地が遺跡に該当する場合

文化財課の担当職員が、現況や過去の調査データ等を参考に、試掘調査が必要かどうかを判断します。

《試掘調査が必要と判断》

試掘依頼を文化財課に提出（※2）

日程・試掘方法等を調整（※3）

試掘調査の実施

《遺跡が発見された場合》

遺跡の取扱いについて協議します（※4）

《遺跡を保存できない》

文化財保護法第93条の届出を文化財課に提出します（※5）

発掘調査の事前調整（調査範囲、期間、費用、調査者の選定等）

発掘調査の実施（※6）

発掘調査の完了

工事着工（原則、職員による立会い）

《試掘調査 or 発掘調査が不必要と判断》

文化財保護法第93条の届出を文化財課に提出します（※5）

工事着工（原則、職員による立会い）

※工事中に遺跡等が発見された場合は、別途取扱いを協議します。

②計画地が遺跡に該当しない場合

◎遺跡に隣接又は近接した土地については、文化財課の専門職員が計画地の現況や周辺における過去の調査データ等から事前の確認が必要だと判断した場合は、川崎市埋蔵文化財事務取扱要綱に基づき試掘調査が必要となります。

◎それ以外の土地については、原則、手続きは必要ありませんが、文化財課の専門職員が計画地の現況や地形等から試掘調査の実施が望ましいと判断される場所については、事業者や土地所有者の承諾を得て試掘調査を実施する場合があります。

《試掘調査が必要と判断》

試掘依頼を文化財課に提出（※2）

日程・試掘方法等を調整（※3）

試掘調査の実施

《遺跡が発見された場合》

遺跡の変更増補（新規登載・範囲拡張）を行います

遺跡の取扱いについて協議します（※4）

《遺跡を保存できない》

文化財保護法第93条の届出を文化財課に提出します（※5）

発掘調査の事前調整（調査範囲、期間、費用、調査者の選定等）

発掘調査の実施（※6）

発掘調査の完了

工事着工（原則、職員による立会い）

《試掘調査 or 発掘調査が不必要と判断》

手続きはありません

※工事中に遺跡等が発見された場合は連絡の上、別途取扱いを協議します（※7）。

《遺跡が発見されなかった場合》

試掘調査結果通知を送付して手続き終了

※工事中に遺跡等が発見された場合は連絡の上、別途取扱いを協議します（※7）。

文化財保護法第93条の届出を文化財課に提出します（※5）

工事着工（原則、職員による立会い）

※工事中に遺跡等が発見された場合は連絡の上、別途取扱いを協議します。

- (※1) 事業計画地において埋蔵文化財の取扱いが必要かどうかを調べるには、①教育委員会事務局文化財課窓口¹に計画地の場所や範囲の分かる図面等をもってきて確認する、②計画地の位置図等をFAXもしくはメールで送付して確認する(注:FAX・メールを送信後、すぐにその旨を文化財課までご連絡ください)、③川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」を開き、検索画面左側に出る表示切替を一番下の「その他の土地規制」にすると遺跡の範囲が表示されるので、それで確認する、の3通りの方法があります。各方法の連絡先及びアクセス先は次ページのとおりです。
- (※2) 試掘依頼は、原則、当該計画の事業主体者(施主。法人の場合は法人名・役職・代表者)から提出してもらい、①案内図、②公図[写し]、③計画図([住宅等であれば]配置・立面・基礎(矩計)が分かる図面、[土地造成・宅地開発等であれば]平面・断面・切盛が分かる図面)を添えてください。押印は必要ありません。
- また、事業主体者と土地所有者が異なる場合には、必ず土地発掘承諾書・委任状の添付が必要となります。土地発掘承諾書・委任状には土地所有者及び委任者の押印が必ず必要となりますので、ご注意ください。
- ※試掘依頼及び土地発掘承諾書・委任状の様式は、文化財課への事前相談等の後、メールで送付又は窓口でお渡しします。
- (※3) 試掘実施日を決定します。試掘調査は基本的には1～2日で終了しますが、計画面積や遺跡の内容等によって1週間以上かかる場合もあります。
- (※4) 試掘調査によって遺跡の現存が確認された場合、遺跡を確認した深さ(A)と工事計画で最大に掘削する深度(B)との間に30cm以上($A-B \geq 30\text{cm}$)の緩衝層(保護層)が確保できる場合、神奈川県埋蔵文化財取扱基準(以下「県基準」という。)に基づき遺跡が保存できるものと判断します。また $A-B < 30\text{cm}$ の場合でも、掘削深度の変更や盛土[設計 GL の変更]等を行うことで $A-B \geq 30\text{cm}$ に計画を変更してもらえば、同様に遺跡が保存できるものと判断します。
- ただし、道路・鉄道・墓地・大規模盛土等、県基準で恒久的工作物とされるものを設置する範囲で遺跡が確認された場合は、遺跡が保存できる場合であっても、県基準に基づきその設置範囲の発掘調査を実施する必要があります。
- (※5) 周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で建築や造成等、現況地盤を掘削する工事を実施する際には、文化財保護法第93条に基づき工事着工60日前までに届出の提出が必要となります。届出には、①案内図、②公図[写し]、③計画図([住宅等であれば]配置・立面・基礎(矩計)が分かる図面、[土地造成・宅地開発等であれば]平面・断面・切盛が分かる図面)を添付します。
- (※6) 発掘調査は、試掘・確認調査等で遺跡の現存が確認され、土木工事等によって遺跡が壊れてしまう範囲又は恒久的工作物(道路・鉄道・墓地・大規模盛土等)を設置する範囲について実施します。
- なお、発掘調査の実施にあたっては、教育委員会が直営で実施する個人住宅建築工事等に伴う発掘調査を除き、文化財保護法第92条に基づく発掘調査となるため、発掘調査を実施する者から神奈川県教育委員会に届出の提出が必要となります。
- (※7) 工事中に遺跡が発見された場合には、文化財保護法第96条に基づき、工事を一時中断して、遅滞なく届出を提出するとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地とした後に発掘調査を実施するなどの取扱いが必要となります。

《問い合わせ先》

川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 史跡・埋蔵文化財担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3306・0403（史跡・埋蔵文化財担当直通）

FAX：044-200-3756

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

ホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

ガイドマップかわさき：<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>